

意見書案第 5 号

障がい者の運賃割引制度の更なる拡充等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月21日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

もろくま 英文

川上 陽平

尾花 康広

新村 まさる

井上 まい

とみなが ひろゆき

津田 信太郎

木村 てつあき

阿部 正剛

田中 たかし

たのかしら知行

篠原 達也

藤野 哲司

倉元 達朗

近藤 里美

障がい者の運賃割引制度の更なる拡充等を求める意見書

JR各社は、本年4月、これまで身体及び知的障がい者に限定されてきた運賃の割引対象を、来年4月から精神障がい者にも拡大すると発表し、長年要望をしてきた当事者から歓迎されています。

しかし、障がい者本人が単独で利用する場合、片道の営業キロが100キロメートルを超えなければ割引が適用されず、通院などの日常の利用における割引の適用が難しいままとなっています。福岡市営地下鉄や西鉄など他の事業者が運営する公共交通機関では、このような距離の制約はありません。障がい者の運賃負担の軽減につながる実効的な手立てが求められます。

こうした中、地方自治体が独自に障がい者に対する運賃割引制度を設けた場合に国が支援を行うことについて、国土交通大臣は、本年5月24日の衆議院国土交通委員会で「社会福祉政策や地域公共交通確保の観点からどのような対応が可能か検討する」と答弁しました。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、障がい者の運賃割引制度を拡充するために、地方自治体が独自に設ける割引への国の支援制度を創設するなど、必要な措置を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣 宛て

議長 名